

議第50号

呉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について

呉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

呉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。